

# 市町村職員の給与水準について(H20.4.1現在)

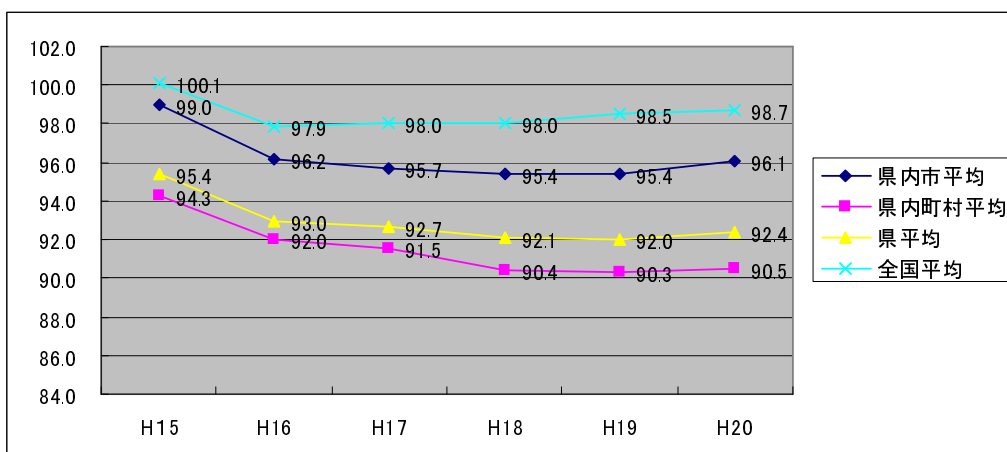
## 1 ラスパイレス指数について

### (1) ラスパイレス指数とは

国や自治体間の給与水準を比較するときに、平均給料月額では、団体間で職員の年齢構成が異なるため不適切です。そのため、国や自治体間の給与水準を比較する時に、よく使われるのが、「ラスパイレス指数」です。ラスパイレス指数は、仮に全ての国家公務員が、その自治体から給料をもらったら、国家公務員時の給料水準を100とし平均してどれだけ給料がもらえるかを数字で示したものです(※参照)。ラスパイレス指数が100を超える団体は、国よりも給与水準が高いことを示します。

ラスパイレス指数の全国平均は、98.7です。県内市町村平均(92.4)と全国平均を比較すると、県内市町村平均が6.3ポイント低く、全国的にも給与水準は低い状況です。

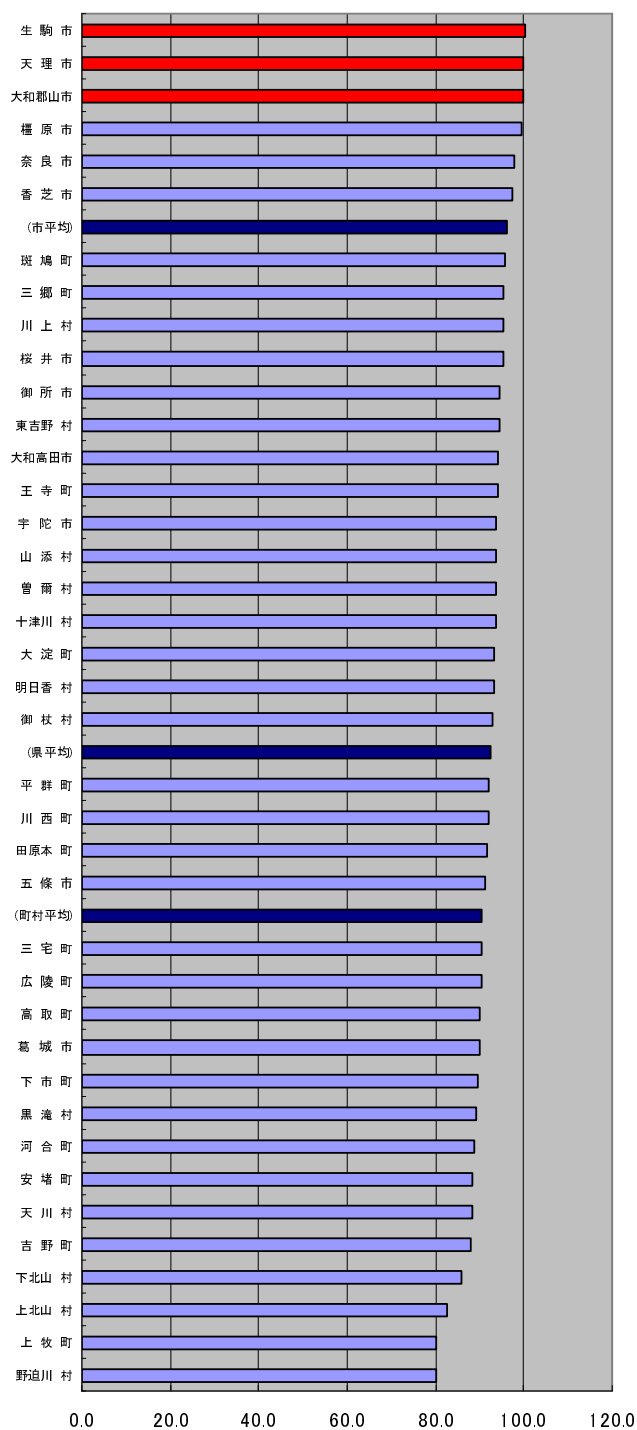
### <ラスパイレス指数の推移>



年度	県内市平均	県内町村平均	県平均	全国平均
H15	99.0	94.3	95.4	100.1
H16	96.2	92.0	93.0	97.9
H17	95.7	91.5	92.7	98.0
H18	95.4	90.4	92.1	98.0
H19	95.4	90.3	92.0	98.5
H20	96.1	90.5	92.4	98.7

<県内市町村ラスパイレース指数>

団体名	20.4.1 時点 ラスパイレース	増減値 (H20-H19)
生駒市	100.3	+1.4
大和郡山市	99.7	+1.0
天理市	99.7	+1.3
橿原市	99.3	+0.8
奈良市	98.0	+1.0
香芝市	97.5	+1.4
桜井市	95.2	△1.9
御所市	94.5	+1.4
大和高田市	94.1	+0.5
宇陀市	93.9	△0.0
五條市	91.4	+0.3
葛城市	90.1	+0.9
市平均	96.1	+0.7
斑鳩町	95.9	△1.1
三郷町	95.4	+0.5
川上村	95.4	△0.1
東吉野村	94.5	+0.4
王寺町	94.1	+0.2
山添村	93.8	△1.0
曾爾村	93.6	+1.4
十津川村	93.5	△1.5
大淀町	93.4	+0.8
明日香村	93.1	+1.4
御杖村	92.9	+0.8
平群町	92.2	△1.8
川西町	91.9	+0.7
田原本町	91.9	△0.1
三宅町	90.4	+0.5
広陵町	90.3	+0.8
高取町	90.1	△0.7
下市町	89.7	+5.1
黒滝村	89.2	△1.1
河合町	88.7	△0.2
安堵町	88.4	△0.3
天川村	88.3	+1.5
吉野町	88.0	△0.3
下北山村	86.0	△0.0
上北山村	82.7	△0.0
上牧町	80.3	△0.5
野迫川村	80.2	+0.3
町村平均	90.5	+0.2
計	92.4	+0.4



※ラスパイレース指数の算出方法

国と地方公共団体の職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除して得る加重平均となります。

## (2) 地域手当と地域手当補正後ラスパイレス指数

### ○地域手当とは

平成18年に給与構造改革が行われ、国も市町村も、基本となる給料額（給料表の額）を平均4.8%引き下げたうえで、各地域の民間の給与水準に応じて、別途地域手当を支給することになりました。これは、公務員の給与が各地域の民間賃金水準を、より一層反映したものになるように実施されたものです。なお、国における地域手当の支給率は、激変緩和措置として、22年度まで徐々に引き上げていくことになっています。

### ○地域手当補正後ラスパイレス指数とは

地域手当の額は、基本給料額に地域手当支給率を乗じた額ですが、団体によっては国と異なる支給率の団体があります。そのため、団体間で異なる地域手当の支給率をラスパイレス指数に加味させたのが「地域手当補正後ラスパイレス指数」(※)です。

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」の計算方法

該当団体のラスパイレス指数 × (1 + 該当団体の地域手当支給率) / (1 + 国の地域手当支給率)

#### <県内市町村の地域手当支給率と補正後ラスパイレス指数>

団体名	20.4.1時点 地域手当		H22国制度 完成時	ラスパイレス指 数(再掲)	地域手当補正 後ラスパイレス 指数
	支給率	国支給率	地域手当支給率		
橿原市	6.0%	4.0%	6.0%	99.3	101.2
生駒市	6.0%	6.0%	6.0%	100.3	100.3
大塚市	6.0%	6.0%	12.0%	99.7	99.7
大和郡山市	6.0%	7.0%	10.0%	99.7	98.7
奈良市	7.0%	7.0%	10.0%	98.0	98.0
香芝市	3.0%	3.0%	3.0%	97.5	97.5
桜井市	3.0%	3.0%	3.0%	95.2	95.2
御所市	3.0%	3.0%	3.0%	94.5	94.5
五條市	3.0%	0.0%	0.0%	91.4	94.1
宇陀市	3.0%	3.0%	3.0%	93.9	93.9
大和高田市	0.0%	4.0%	6.0%	94.1	90.5
葛城市	3.0%	3.0%	3.0%	90.1	90.1
斑鳩町	3.0%	3.0%	3.0%	95.9	95.9
三郷町	3.0%	3.0%	3.0%	95.4	95.4
川上村	0.0%	0.0%	0.0%	95.4	95.4
明日香村	2.0%	0.0%	0.0%	93.1	95.0
東吉野村	0.0%	0.0%	0.0%	94.5	94.5
土寺町	3.0%	3.0%	3.0%	94.1	94.1
山添村	0.0%	0.0%	0.0%	93.8	93.8
曽爾村	0.0%	0.0%	0.0%	93.6	93.6
十津川村	0.0%	0.0%	0.0%	93.5	93.5
大淀町	0.0%	0.0%	0.0%	93.4	93.4
御杖村	0.0%	0.0%	0.0%	92.9	92.9
平群町	3.0%	3.0%	3.0%	92.2	92.2
川西町	3.0%	3.0%	3.0%	91.9	91.9
田原本町	3.0%	3.0%	3.0%	91.9	91.9
高取町	1.0%	0.0%	0.0%	90.1	91.0
広陵町	3.0%	3.0%	3.0%	90.3	90.3
下市町	0.0%	0.0%	0.0%	89.6	89.6
三宅町	2.0%	3.0%	3.0%	90.4	89.5
黒滝村	0.0%	0.0%	0.0%	89.2	89.2
河合町	3.0%	3.0%	3.0%	88.7	88.7
安堵町	3.0%	3.0%	3.0%	88.4	88.4
大川村	0.0%	0.0%	0.0%	88.3	88.3
吉野町	0.0%	0.0%	0.0%	88.0	88.0
下北山村	0.0%	0.0%	0.0%	86.0	86.0
上北山村	0.0%	0.0%	0.0%	82.7	82.7
野迫川村	0.0%	0.0%	0.0%	80.2	80.2
上牧町	0.0%	3.0%	3.0%	80.3	78.0
平均					92.2

## 2 地方公務員給与の決め方

地方公務員法という法律には「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とあり、これを「均衡の原則」と言います。具体的には、各市町村は、民間企業の給与制度・給与水準の調査を行っている国の人事院と都道府県人事委員会から出される勧告を参考にしながら、議会の議決を得た条例で職員の給与を定めています。これを「給与条例主義」と言います。

## 3 給与構造改革について

国及び地方公共団体の一般職の職員の給与については、平成18年4月に大きな構造改革が実施されました。主な内容は以下のとおりです。

- ①給料額を平均して4.8%引き下げた新給料表を策定
- ②引き下げられた給料額の外に、その地域の民間賃金水準に応じて地域手当を支給する方式に変更
- ③勤務成績に応じて、細かく給料額に差を設けることができるように、従来の昇給の幅を細かく4つに分割（号の分割）

○県内の市町村は全団体が給与構造改革を実施しています。  
○給与構造改革の結果、県内の市町村の給料表は、国の給料表と号級に応じた金額は同じです。（後述する級の数を除く）

（現給補償）

給与構造改革により、給料の月額が低下する職員については、新給料表において昇給していった場合の給料額が、18年3月末の給料額を上回る時まで、18年3月末までの給料の月額が補償されます。

## 4 県内市町村の平均給料月額

平成20年4月現在の、県内市町村の職員（一般行政職）の平均給料月額は342,588円で給料月額は2年連続で低下しています。（<sup>⑱</sup> 346,381円、<sup>⑳</sup> 351,276円）平均給料月額は、一般的には職員の平均年齢が高い団体ほど高くなる傾向にありますが、近年は給与カットを実施する団体が増えてきているため、この傾向も崩れてきています。なお、平均給料月額はその団体の職員の年齢構成の影響が大きいいため、単純には比較できませんが、一般的には、市が高く、中山間の町村が低い傾向にあります。

市町村名	平均年齢		平均給料月額
大和郡山市	45歳	8月	368,000円
生駒市	45歳	3月	363,600円
天理市	46歳	3月	361,700円
香芝市	46歳	4月	359,500円
奈良市	45歳	5月	358,200円
大和高田市	46歳	3月	353,800円
五條市	46歳	7月	345,200円
橿原市	43歳	0月	341,000円
宇陀市	44歳	7月	336,900円
御所市	43歳	10月	331,900円
桜井市	43歳	3月	331,400円
葛城市	44歳	2月	318,700円
<b>県内市平均</b>	<b>45歳</b>	<b>1月</b>	<b>351,250円</b>
田原本町	45歳	11月	341,400円
三宅町	46歳	3月	340,200円
王寺町	44歳	7月	338,400円
山添村	43歳	11月	338,000円
川西町	45歳	7月	334,000円
三郷町	43歳	8月	331,800円
広陵町	46歳	0月	331,200円
河合町	45歳	8月	328,600円
下市町	45歳	2月	327,800円
東吉野村	43歳	2月	326,300円
斑鳩町	42歳	0月	325,900円
大淀町	43歳	9月	324,500円
曾爾村	43歳	3月	321,300円
明日香村	43歳	0月	321,200円
御杖村	43歳	4月	319,200円
下北山村	45歳	6月	317,900円
平群町	42歳	11月	317,400円
高取町	42歳	8月	313,000円
川上村	39歳	9月	306,600円
十津川村	41歳	0月	305,700円
天川村	43歳	6月	305,500円
安堵町	42歳	10月	304,700円
吉野町	42歳	5月	303,800円
上牧町	46歳	0月	299,000円
黒滝村	38歳	11月	291,000円
上北山村	44歳	7月	288,500円
野迫川村	40歳	3月	259,400円
<b>県内町村平均</b>	<b>43歳</b>	<b>10月</b>	<b>321,163円</b>
計	44歳	9月	342,588円



## 5 ラスパイレス指数に差がでる原因について

～国と異なる給与制度と運用～

国や市町村間でラスパイレス指数に差がでる主な原因として、以下のような国とは異なる給与制度と運用があげられます。

### (1) 給料表の級数の差

公務員の給料は、その職務のランク（課長・係長など）を示す「級」と、経験年数ごとに上がる「号」で表現されます（例 2級5号）。「級」と「号」は数字が大きくなるほど、給料額は増えていきますが実は「級」の数は、団体によって異なります。

各団体の給料表をビルという建物にたとえると、「級」はビルにおけるフロア数のイメージです。国の給料表というビルは10階建て（10級制）ですが、規模が小さい町村の給料表は、4階・5階建てですので、どれだけランクが上がっても、それ以上には給料はもらえません。

<県内市町村の給料表の級数一覧>

団体名	級数	団体名	級数	団体名	級数
奈良市	10	斑鳩町	7	三宅町	6
橿原市	9	川西町	7	吉野町	6
大和郡山市	8	田原本町	7	下市町	6
天理市	8	高取町	7	曾爾村	5
桜井市	8	明日香村	7	御杖村	5
御所市	8	上牧町	7	黒滝村	5
生駒市	8	王寺町	7	天川村	5
香芝市	8	広陵町	7	野迫川村	4
大和高田市	7	河合町	7	十津川村	5
五條市	7	大淀町	7	下北山村	5
葛城市	7	山添村	6	上北山村	5
宇陀市	7	平群町	6	川上村	5
		三郷町	6	東吉野村	5
		安堵町	6		

級数が多いほど、それだけ上位のランクの給料をもらえる職員がいる訳ですから、ラスパイレス指数が高くなる要因になります。

逆に級数が少ないほど、もらえる給料の上限が低くなる訳ですから、ラスパイレス指数が低くなる要因となります。

なお、級数は各団体の職員規模に応じて条例で定められています。

(給料表における級のイメージ)

	指定職 俸給表へ			
10級	本省課長・管区単位出			
9級	先の長のフロア			
8級	本省室長・府県単位出			
7級	先の長のフロア		部長のフロア	
6級	本省課長補佐のフロア		次長・課長のフロア	
5級	本省課長補佐のフロア		課長補佐のフロア	
4級	係長のフロア		係長のフロア	課長のフロア
3級	主任のフロア		主任のフロア	課長補佐のフロア
2級	主任のフロア		主事のフロア	主事のフロア
1級	定型業務職員のフロア		主事のフロア	主事のフロア

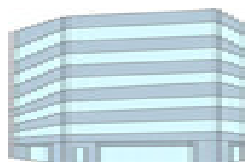
同じ課長でも、規模に応じた責任が異なるため、給料が異なります。



国（10級制）の例

7級制の市の例

4級制の村の例



高さが異なるから、これ以上昇級できないのか。



(2) 昇給のスピードの差

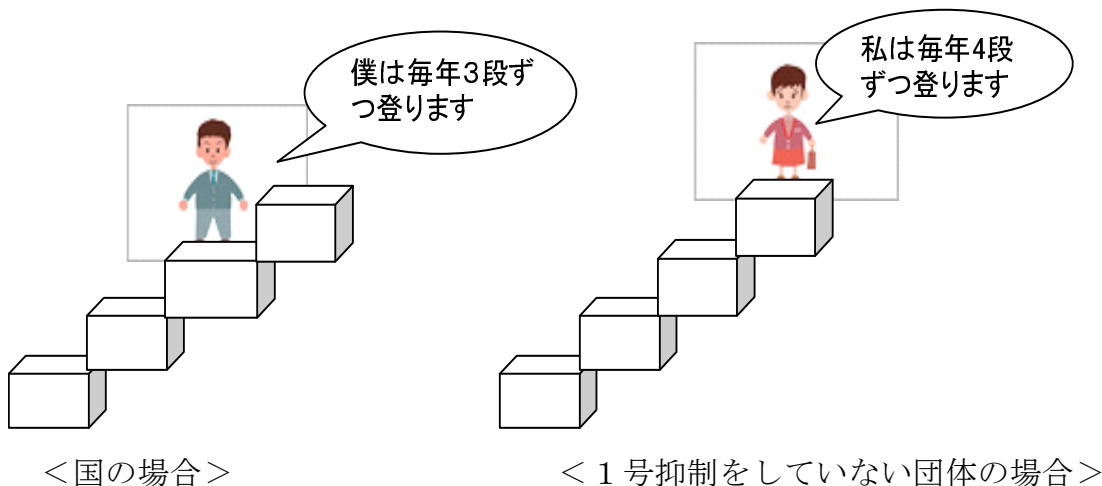
各「級」は、いくつかの「号」給にわけられ、それぞれ給料額が決まっています。これは、経験により増える熟練の度合いを、号数を増やすこと(※)で給料額に反映させるためです。国では、標準の勤務成績の職員で、毎年4号ずつ昇給するのが原則ですが、現在、以下の抑制措置を講じています。 ※最上位の号に達しても昇格しなければ上位の級には昇りません。

- 1号抑制…全ての一般行政職員を対象に平成22年1月まで昇給号俸数を1号抑制
- 管理職層の抑制…管理職層を対象に昇給号俸数を1号抑制
- 5歳昇給抑制…高齢層は給料水準が高いため昇給号数を半分に抑制
  - 適用例) 一般の職員は通常、3号昇給
  - 管理職層は通常、2号昇給
  - 55歳以上の職員は通常、1号昇給

地方公共団体も、上記と同じ抑制措置を講じることが、要請されていますが、一部の団体では55歳昇給抑制を除き、実施されていないものがあります。

給料表をビルに例えると「級」はフロア数でしたが「号」はそのフロアにおける階段になります。1年ごとに国では3段ずつ階段を登るのに対して、1号抑制をしていない団体では、4段ずつ階段を登ることになります。

(給料表における号のイメージ)



団体名	H22年1月までの1号抑制	管理職層の抑制	55歳昇給抑制
奈良市	×	○	○
大和高田市	×	○	○
大和郡山市	×	×	○
天理市	×	○	○
橿原市	○	○	○
桜井市	×	×	○
五條市	○	○	○
御所市	×	○	○
生駒市	×	×	○
香芝市	×	○	○
葛城市	○	○	○
宇陀市	×	○	○
山添村	○	○	○
平群町	×	×	○
三郷町	○	○	○
斑鳩町	○	○	○
安堵町	○	×	○

○ 抑制実施  
 × 抑制未実施



川西町	○	○	○
三宅町	○	○	○
田原本町	○	○	○
曾爾村	○	×	○
御杖村	○	×	○
高取町	○	×	○
明日香村	○	○	○
上牧町	○	○	○
王寺町	○	○	○
広陵町	○	○	○
河合町	○	○	○
吉野町	○	○	○
大淀町	○	○	○
下市町	○	○	○
黒滝村	○	○	○
天川村	○	○	○
野迫川村	○	○	○
十津川村	○	○	○
下北山村	○	○	○
上北山村	○	○	○
川上村	○	○	○
東吉野村	○	×	○
<b>実施団体数</b>	<b>29</b>	<b>30</b>	<b>39</b>

### (3) 昇級できる上限の違い

国では「係長」という職務の人は4級まで、市町村でいう「主事」という職務の人は2級までしか昇級できません。しかし、市町村によっては、「係長」級でも6級・5級に昇級したり、「主事」級でも4級・3級に昇級できるようにしている団体があります。

- 「係長」級が6級まで昇級できる団体…香芝市※
- 「係長」級が5級まで昇級できる団体…奈良市、大和郡山市、橿原市、桜井市、生駒市、明日香村
- 「主事」級が4級まで昇級できる団体…奈良市、山添村、斑鳩町、明日香村
- 「主事」級が3級まで昇級できる団体…大和郡山市、橿原市、五條市、香芝市、安堵町、田原本町、曾爾村、高取町、広陵町、大淀町

※香芝市は課長の下に課長補佐という職名をおいていないため、6級の係長が他の団体の課長補佐に近い位置づけになります。

(4) 初任給の違い

現在、国家公務員の初任給は、学歴等に応じて以下の号級からと定められていますが、市町村によっては、これよりも、高い号級から（低い号級から）支給しているものがあります。公務員として採用された人は、学歴に応じて、また団体によって階段を登り始める場所が異なります。

<国における初任給基準>

大学卒採用者 <small>(I種採用除く)</small>	1級25号	172,200 円
短大卒採用者	1級15号	152,800 円
高校卒採用者	1級5号	140,100 円
(参考)国家 I 種採用者	2級1号	185,800 円

<国と初任給が異なる団体>

団体名	大学卒		短大卒		高校卒
	初任給が高い	初任給が低い	初任給が高い	初任給が低い	初任給が高い
奈良市	4号高い		2号高い		4号高い
大和高田市			2号高い		4号高い
大和郡山市	4号高い		6号高い		4号高い
天理市			2号高い		4号高い
桜井市	4号高い		4号高い		4号高い
五條市			2号高い		4号高い
御所市			2号高い		4号高い
生駒市	4号高い		2号高い		4号高い
宇陀市	4号高い		2号高い		4号高い
平群町			2号高い		4号高い
三宅町			2号高い		4号高い
吉野町		4号低い		2号低い	
大淀町					
下市町		4号低い		2号低い	
十津川村		4号低い		2号低い	
東吉野村				2号低い	

初任給基準は、地域の民間の初任給水準が高く、優秀な人材確保が困難であるなど合理的な理由がない限りは、国に準ずることが要請されています。

(5) 給与抑制措置について

財政状況が悪い一部の団体では、独自の判断で、暫定的に給料や手当の支給額を抑制（一部カット）しています。県内の市町村では、平成20年4月時点で、10団体が一般職員の給料の一部カットを、13団体が管理職手当の一部カットを、7団体が期末勤勉手当（民間におけるボーナスにあたる手当）などの一部カットを実施しています。県内市町村の約半数にあたる19団体が、何らかの給与等の抑制をしている状況です。なお抑制措置をしている間は一時的にラスパ<sup>o</sup> イス指数は低下します。

<給与等カットの状況>

	給料	管理職手当	その他手当
大和高田市	3%カット	額約30%引下げ	期末勤勉手当役職加算2~10%引下げ 地域手当不支給
大和郡山市		額10~20%引下げ	
天理市		額10%引下げ	
桜井市	3%カット	額10~20%引下げ	期末勤勉手当役職加算2%引下げ
五條市		率3~4%引下げ	
御所市	3%カット	額30~40%引下げ	期末勤勉手当役職加算1~4%引下げ
宇陀市	5%カット	額30%引下げ	
山添村		率6~4%引下げ	期末手当役職加算不加算
平群町	6~9%カット		
斑鳩町		率1~2%引下げ	
高取町	5%カット	額50%引下げ	
上牧町	10%カット		地域手当不支給
河合町		率2%引下げ	
吉野町	3.5%カット		
大淀町		率3~5%引下げ	
下市町		率1/2引下げ	
天川村			期末手当役職加算不加算
野迫川村	10%カット		勤勉手当0.2月分カットなど
東吉野村	3%カット		
団体数	10	13	7
	計19団体で抑制措置実施		